

第6編 軽罪の裁判手続き

第962条 ① 司法警察は、その裁判(管轄権)が予審裁判所に属して、(警察)調書とその裁判所、または、同じ裁判区の別の予審裁判所に引き渡さなければならない傷害、行為による虐待、現行犯窃盗、脅迫、強要または侮辱の軽罪(*delito leve)の性格を有する行為を知った場合、ただちに、被害者、告発人、被告発人および事実を説明できる証人を、当番裁判所(Juzgado de Guardia:前掲)に呼出す手続きをする。当該呼出しをするとき、呼出された者は、当番裁判所に出頭しない場合のそれぞれの結果について警告される。同様に、たとえ出頭しなくても裁判はただちに当番裁判所で開催され得ること、また、利用するつもり証拠を持って出頭しなければならないことも警告される。告発人および被害者には、第109条、第110条および第967条に規定される条件に基づく権利が通知される。

呼出しの際、必要な通信や通知を送信すべき電子メールアドレスおよび電話番号を(持っている場合)を指定するよう求められる。それらを指定できない場合、または、明示的に希望する場合は、通知は指定する住所に通常の郵便でなされる。

(訳者注:delito leve(軽罪)とは、軽刑(pena leve)が科される犯罪で、軽刑は刑法第33条第4項に列挙されている。自由剥奪刑は該当しない。)

② 被告発人には、告発の事実と弁護士の支援を得て出頭する権利が簡潔に知らされる。この通知は、いかなる場合も書面でなされる。

③ これらの場合、司法警察は、実施された手続きと呼出し、および、場合によって、被害者の告発が記載された調書を当番裁判所に提出する。

④ 本条に規定する呼出しを実施するため、司法警察は当番裁判所と連携して出頭の日時を設定する。これらの目的のため、司法機関総評議会は、司法機関組織法第110条の規定に従い、司法警察と連携してこれらの呼出しの実行に関連して予審裁判所の当番サービスの調整のため適宜な規則を発行する(*注)。

(訳者注:当番裁判所は、地域の予審裁判所が輪番で務めている。)

⑤ 事件を審理する管轄権が女性に対する暴力裁判所にある場合、司法警察は、本条に係わる呼出しを最も近い開廷日に実現しなければならない。前述の呼出しを実現するため、司法警察は女性に対する暴力裁判所と連携して出頭日時を設定する。

これらの目的のために、司法機関総評議会は、司法機関組織法第110条の規定に従って、この調整を確実にするための適宜な規則を発行する。

(本条の最終改訂。2015年)

第963条 ① 前条の規定に従って警察調書を受理した後、(予審)裁判官が裁判を開始することが適切であると考えられる場合、次のいずれかの裁定を下す:

1. 以下の状況を考慮して、検察官がそう要求した場合には、訴訟手続きの却下と記録の保管を取り決める:

a) 告発された軽罪は、行為の性質、その状況および行為者の個人的な状況を考慮

すると非常に軽微であり、

b) (軽罪) 行為の訴追に重要な公共の利益がない(場合)。財産に対する軽罪の場合、損害が修復され、被害を受けた当事者からの告発がない場合には、訴追に重要な公共の利益がないと解される。

この場合、裁判の中断は、前条第1項に従って呼び出された全ての者に直ちに通知される。

訴訟手続きの却下は、軽罪により被害を受けた者に通知される。

2. 呼び出された者が出頭した場合、または、それらの内のなんらかの者が出頭しなくても裁判所がその者の出頭の必要がないと認める場合には、直ちに裁判を開くよう取り決める。同様に、裁判の即時開催を取り決めるために、当番裁判所は、(即時開催しない場合) 不可欠と考えられるなんらかの証拠手段の(証拠調べの) 実行が不可能となるかどうか考慮する。

② 裁判の即時開催を取り決めるには、管轄および訴訟の((一人制) 裁判所間での) 分配(*注) に関する規則に従って、事案が(その) 当番裁判所に属することが必要である。

(訳者注:(一人制) 予審裁判所は同一裁判区に通常複数あるので、事件はその間で分配される。)

(本条の最終改訂。2015年)

第964条 ① 第962条に含まれない(行為の) 場合で、司法警察がなんらかの軽罪の性格を有する行為を知った場合、司法警察は直ちに関連する警察調書を作成し、遅滞なく当番裁判所に送付する。ただし、本法第284条に規定する場合を除く。この警察調書には、実施された手続き、同様に、第109条、第110条および第967条に従って被害者に実施された(教示等の) 行為、および、できるならば、実行する必要がある通信および通知の送信先となる電子メールアドレスおよび電話番号の指定も含まれる。それらを提供できない場合、または、明示的にそれを希望する場合は、通知は指定の住所に通常の郵便で行なわれる。

② 前項の規定に従って警察調書が受理された場合、また、訴訟手続きが、被害者が司法機関に直接提出した告発に基づいて開始された全ての場合において、裁判官は次の裁定のなんらかを採用できる:

a) 前条第1項第1号の規定に従って、適切な場合には、訴訟手続きの却下と(手続き) 記録の保管を取り決める。

却下の裁定は、軽罪により被害を受けた者に通知される。

b) 被告発人が特定され、(予審裁判官の) 当番サービス(の職務) が継続している間に出頭するために招集されるべき者全員を呼び出すことが可能で、第963条で要求される残りの要件が満たされる場合は、直ちに裁判を開くよう取り決める。

③ 呼出しは、検察官、告訴人または告発人(いる場合) および被告発人並びに事実を説明できる証人および専門家になされる。ただし、検察官は、軽罪が当事者の請求によってのみ訴追できるものの場合を除かれる。当該呼出しをするとき、呼び出される者は、当番裁判所に出頭しない場合のそれぞれの結果について警告され、

たとえ出頭しなくても裁判は開催できることが通知され、また、利用するつもり
の証拠を持って出頭しなければならないと指示される。

さらに、第 962 条第 2 項に規定される訴訟行為が被告発人に対して行われる。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 965 条 ① 裁判を当番サービス（職務中）に行うことができない場合には、次
の規定に従う：

1. (予審) 裁判官が、裁判の管轄権が自己の予審裁判所に属すると判断し、かつ、
第 963 条第 1 項第 1 号の規定に基づく却下が適切でない判断した場合、裁判所書
記官は、いずれにしても、裁判開催のため期日指定に移行する。その目的で（裁判
所の）既に設定された日の中で最も近い開廷日に、いずれにしても 7 日以内に、呼
び出す手続きをする。

2. 裁判官が、裁判の管轄権が別の裁判所に属すると判断した場合、裁判所書記官
は、（その別の裁判所で）前規則の規定に従って裁判の期日が設定され、呼出しがな
されるように実行したものをその裁判所に送付する。

② 司法機関総評議会は、司法機関組織法第 110 条の規定に従い、検察官と連携し
て、軽罪裁判の期日を設定するための適切な規則を発行する。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 966 条 前条に規定する裁判開催への呼出しは、検察官、告訴人または告発人（い
る場合）、被告発人および事実を説明できる証人および専門家になされる。

このため、司法警察または予審裁判官への最初の出頭の際、各人は、実行されるべ
き通信および通知の送信先となる電子メールアドレスおよび電話番号（持っている
場合）を、指定するよう求められる。提供できない場合、または、明示的に希望す
る場合は、通知は、指定の住所に通常の郵便で送付される。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 967 条 ① 告発人、被害者および被捜査者になされる裁判開催のための呼出し
状には、希望すれば弁護士の援助を受けることができること、また、使用しようと
考える証拠手段を持って裁判に赴むかなければならないことが記載される。被捜査
者への呼出し状には、提出された告訴状または告発状のコピーが添付される。

前段の規定を害しないで、最大 6 月の罰金刑が科せられる軽罪の裁判には、弁護お
よび代理に関する一般規則が適用される。

② 当事者、証人および専門家として呼出しを受けた者が出廷しない場合、または、
出廷しない正当な理由を主張しない場合、200 ユーロから 2,000 ユーロの罰金を科す
ことができる。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 968 条 正当な理由により、口頭審理裁判が設定された日に開催できない場合、または、1 回の開催で終了できない場合、裁判所書記官は、口頭審理裁判の開催または続行が可能な次の日を、次の 7 日以内で、設定し、これを利害関係者に知らせる。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 969 条 ① 裁判は公開で行われ、告訴状または告発状（ある場合）の読み上げで始まり、その後、呼ばれた証人の尋問が行われ、告訴人、告発人および（出廷している場合は）検察官が提案するその他の証拠調べが実行される。ただし、裁判官がそれら（証拠調べ）が許容されると判断する場合に限る。告訴状は、弁護士または訴訟代理士の署名が必要でないことを除き、第 277 条の要件を満たさなければならない。続いて、被告人の意見を聞き、被告人が弁護のために出廷させた証人が尋問され、そして、適用される本法の規定を遵守しながら、被告人が提出した適切なその他の証拠調べ行われる。引き続き、両当事者は、それぞれの主張を支持するために適切と思うことを口頭で表明する。出席している場合は検察官が最初に発言し、次に、私人訴追人または告発人、そして最後に被告人が発言する。

② 検察官は、呼び出されたときはいつでも軽罪裁判に出廷する。しかしながら、検事総長は、軽罪の訴追が被害者の告発を要求するときは、公共の利益のために、検察官が公判への出廷を（止める）、また、第 963 条 1 項および第 964 条 2 項で言及される調書の発行を止めることができる場合について指示を与える。これらの（止める）場合、裁判での告発人の陳述は、告発された（軽罪）行為を確認して、たとえそれが（軽罪）行為を評価していなくとも、また、（求める）量刑を示していないとしても、起訴状の価値を有する。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 970 条 被告発人が裁判所の管轄域外に住んでいる場合は、裁判に出頭する義務はなく、裁判官に自己の弁護に都合がよいと考えるものを主張する文書を提出できる、また、弁護士または訴訟代理士に裁判で主張するよう、および、持っている弁護用証拠を提出するよう委任できる。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 971 条 被告人の不当な不出廷は、本法に定められた手続きに従って呼び出されたことが証される場合で、裁判官が、職権で、または、当事者の請求でその者の陳述が必要と考えない場合、裁判の開催および裁定を中断しない。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 972 条 審問の録音・録画および文書化に関しては、第 743 条の規定が適用される。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 973 条 ① 裁判官は、裁判を終結させる行為において、また、その行為が不可能な場合、次の 3 日以内に、実行された証拠調べ、検察官およびその他当事者またはその弁護人が表明した理由、および、被告人自身が表明したものを、良心に基づいて評価し、判決を下す、また、もし、軽罪の評価のため、または、刑を科すために刑法が裁判官に与える自由裁量を使用するならば、刑法の適用規則が考慮することを義務付けている判断要素(elementos de juicio)を考慮したかどうか表明しなければならない。

② 判決は、たとえ訴訟の当事者でなかったとしても、軽罪によって被害を受けた者に通知される。通知には、通知された裁定に対する可能な不服申立て、また、その提起期間および提起先の司法機関が記載される。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 974 条 ① 当事者のいずれも控訴しないで、また、裁判に出廷しなかった被害者のための異議申立て期間が満了した場合、第 212 条第 3 段に定められた期間が経過すると、判決は直ちに発効する。

② 判決でその金額を定めずに民事責任の弁済に処せられた場合は、第 984 条の規定に従う。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 975 条 当事者が、判決を知って、不服申立てしないとの決定を表明した場合、裁判官はただちに判決の確定を宣言する。

第 976 条 ① 判決に対しては、通知後 5 日以内に控訴することができる。この期間中、訴訟記録は当事者の自由処分に任されて書記官室に置かれる。

② 控訴は第 790 条から第 792 条の規定に従って提起され、取り扱われる。

③ 控訴に対する判決は、たとえ訴訟の当事者でなかったとしても、軽罪によって被害を受けた者に通知される。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 977 条 第二審で下された判決に対しては、いかなる不服申立てできない。それを下した司法機関は、(予審)裁判官が判決の執行を進めることができるように、判決の証明書とともに元の訴訟記録を(予審)裁判官に返却するよう命じる。

第 978 条から第 982 条まで (廃止)